

## cosac利用規約

コワーキング協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、ウェブアプリケーション「cosac」（以下「本件アプリ」といいます。）の利用規約（以下「本規約」といいます。）を次の通り定めます。本規約は、本件アプリを利用する際に適用されるルールとなります。本件アプリを利用するにあたっては、本規約に同意して頂いた上でユーザー登録を行って頂きますよう、お願いいたします。

### 第1条（定義、規約の構成、目的）

本規約上で使用される用語の定義は、以下の各号に定める通りとします。

- (1) 「本件アプリ」とは、当組合が提供するウェブアプリケーション「cosac」をいいます。
- (2) 「本件サイト」とは、本件アプリの構成要素であるウェブサイトであって、トップページのURLが下記の通りであるウェブサイトをいいます。

<https://app.cosac.app/>

- (3) 「コワーキング」とは、コワーキングスペースを運営している法人又は個人をいいます。
- (4) 「コワーカー」とは、コワーキングを利用する個人をいいます。
- (5) 「ユーザー」とは、次の者をいいます。
  - (a) 当組合に本件アプリの利用を申込み、当組合が必要な審査を経た後にこれを承諾したコワーキング。なお、当組合は、当該申込みを承諾する場合、まずコワーキングの代表者に対しコワーカーとして第3条に定めるユーザー登録を行い、さらにコワーキングに対して第3条に定めるユーザー登録を行います。
  - (b) コワーキングに本件アプリの利用を申込み、当該コワーキングが必要な審査を経た後にこれを承諾したコワーカー。なお、当該コワーキングは、当該申込みを承諾する場合、コワーカーに対して第3条に定めるユーザー登録を行います。
- (6) 「イベント」とは、当組合又はユーザーがオンライン及び／又はオフラインで作成するセミナー、勉強会、講演会、交流会等のイベントであって、その情報が本件アプリ上に公開されるものをいいます。なお、ユーザーが作成するイベントの情報が本件アプリ上に公開されるためには、次の条件を満たす必要があります。
  - (a) ユーザーがコワーカーである場合、会場として指定したコワーキングスペースを運営するコワーキングの承認を得る手続きを経ること。
  - (b) ユーザーがコワーキングであり、かつ自らが運営するコワーキングスペース以外のコワーキングスペースを会場として指定した場合、会場として指定されたコワーキングスペースを運営するコワーキングの承認を得る手続きを経ること。
  - (c) ユーザーがコワーキングであり、かつ自らが運営するコワーキングスペースを会場として指定した場合、自ら承認する手続きを経ること。

2 当組合が本件アプリ上に掲載する本件アプリの利用に関する説明は、本規約の一部を構成するものとします。

3 本規約の内容と前項の説明及びその他、本件アプリに関する説明の内容が異なる場合、これらの説明が本規約に優先する旨の掲載がない限り、本規約が優先して適用されるものとします。

4 当組合は、ユーザーがイベント情報を提供し合い、同時にユーザーが自由にイベント参加することで、お互いにユーザー登録したコワーキングが運営するコワーキングスペースの維持継続に寄与貢献し、ひいてはユーザー登録したコワーカーによる相互扶助の仕組みを提供することを目的として、本件アプリを提供しています。

## 第2条（アプリの内容）

当組合は、以下の各号に定める機能・サービスを含む本件アプリを提供します。なお、本件アプリの機能・サービスについては、本件アプリ上に掲載されている説明もご覧下さい。

- (1) ユーザーによる、自らの情報の登録・更新。
  - (2) ユーザー情報の検索。
  - (3) 当組合又はユーザーによる、各自が開催するイベント情報の登録・更新。
  - (4) イベント情報の検索。
  - (5) イベントへの参加申込みとその承諾又は非承諾等のやりとりのサポート。
  - (6) ユーザーによるイベント参加申し込み時の参加費の決済。
  - (7) イベントを開催して得られた売上・収益の再分配。
  - (8) 当組合の管理下にあるインターネットサーバー（当組合が選択した第三者のインターネットサーバーを含みます。）に、前各号の機能・サービスに関するプログラム・ソフトウェア・その他の付随的技術（API：アプリケーション・プログラミング・インターフェースを含みます。以下同じとします。）を設定し、ユーザーがインターネット上から本件アプリにアクセスすることによって前各号の機能・サービスの利用及びそれに伴うユーザーのデータ保管を可能にする機能・サービス。
  - (9) 前号に記載したインターネットサーバー及びプログラム・ソフトウェア・その他の付随的技術並びに本件アプリの管理。（障害監視、バージョンアップ等。）
- 2 本件アプリに登録されたイベント情報の内容が本規約、一般法令及び公序良俗に違反するときには、当組合が当該イベント情報を削除する場合があります。

## 第3条（規約の適用、ユーザー登録、アプリの利用条件）

本規約は、以下の各号に定めるコワーキング及びコワーカーに適用されます。

- (1) 本件アプリを利用するため、当社に対しユーザー登録の申込みを当組合が指定する手続きにより行い、当組合がこれを承諾してユーザーとして登録したコワーキング。なお、当組合は、当該申込みを承諾する場合、まずコワーキングの代表者に対しコワーカーとしてユーザー登録を行い、さらにコワーキングに対してユーザー登録を行います。
  - (2) 本件アプリを利用するため、ユーザー登録されたコワーキングのいずれかを選択し、当該コワーキングに対しユーザー登録の申込みを当組合が指定する手続きにより行い、当該コワーキングがこれを承諾してユーザーとして登録したコワーカー。
- 2 前項第2号において、当組合はユーザー登録されたコワーキングに対し、当該コワーキングに紐付けされたコワーカーからのユーザー登録の申込みに対する審査及び承諾もしくは非承諾並びにユーザー登録に係る業務を、当組合を代理して行う権限を付与します。
- 3 当組合はコワーキング及びコワーカーに対し、以下の各号に定める事項をユーザー登録の条件としています。
- (1) コワーキングは、当組合に組合員として加入し、当組合が別途定める出資金・賦課金を当組合にお支払い頂くこと。（但し、当組合が特別に認めた場合、これをユーザー登録の条件から外すことがあります。）
  - (2) コワーカーは、当組合が特別に認める場合を除き、ユーザー登録の申込みを行う際に選択したコワーキングと本件アプリ上で紐付けされること。なお、コワーカーの利用料は無料です。すなわち、当組合からコワーカーに対しては、本件アプリの利用料を請求することはありません。

- 4 コワーキング及びコワーカーは、本規約のすべての記載事項について同意した上で、当組合が指定する手続きによりユーザー登録の申込みを行うものとします。
- 5 ユーザーは、本規約に従い本件アプリを利用するものとします。
- 6 当組合は、ユーザー登録されたユーザーが本件アプリを利用できるようにいたします。なお、当組合は、ユーザー登録の申込みを行なったコワーキングに対し、登記事項証明書・定款・代表者の身分証明書等の書類の提出を求めています。詳しくは、下記ページを参照ください。

<https://www.coworking.coop/entry/>

- 7 当組合はユーザーに対し、以下の各号に定める事項を条件として本件アプリを利用して頂きます。
- (1) ユーザーが本件アプリにアップロードするデータ・情報のうち、当組合が不適切又はセキュリティ上危険と判断するものについては削除する場合があります。
  - (2) 当組合は、その独自の判断により、本件アプリのシステム変更・バージョンアップ等を決定・遂行します。
  - (3) その他、本規約に掲載されている条件を遵守して頂きます。

#### 第4条（ID及びパスワードの発行とその管理責任）

当組合はユーザーに対し、ユーザー登録の申込みの承諾と同時に、または承諾後遅滞なく、ユーザーのみが使用できるユーザー用ID及びパスワードを発行し、ユーザーに通知します。ユーザーは、ユーザー用ID及びパスワードでログインすることにより、本件アプリを利用することができます。

2 前項において、ユーザー登録されたコワーカーに対してユーザー用ID及びパスワードを発行する業務については、当該コワーカーが紐付けされたコワーキングが行うものとします。当組合は当該コワーキングに対し、当組合を代理して当該業務を行う権限を付与します。

3 ユーザーは、発行されたユーザー用ID及びパスワードを、当組合の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与もしくは開示または使用させることはできません。なお、本項における「第三者」には、ユーザーと出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する法人又は個人を含みます。

4 ユーザーは、本件サービスを利用するためのユーザー資格を、当組合の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または、第三者に本件サービスを使用させることはできません。また、ユーザー資格に関連して生じる権利または義務を、当組合の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、承継させてはなりません。なお、本項における「第三者」には、ユーザーと出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する法人又は個人を含みます。

5 当組合は、ユーザー用ID及びパスワードを発行した後は、これらのみでユーザーの本人確認を行います。ユーザーは、自己のユーザー用ID及びパスワードの使用及び管理について、一切の責任を負うものとします。

6 ユーザーは、ユーザー用ID及びパスワードを失念し、または盗まれた場合は、当組合に速やかに届け出るものとし、その指示に従うものとします。また、当該ユーザー用ID及びパスワードによりなされた本件サービスの利用は、当該ユーザーによりなされたものとみなし、当該ユーザーは、当該利用に係る債務の一切を負担するものとします。

#### 第5条（ユーザーの変更届出）

ユーザーは、当組合への登録事項に変更が生じた場合は、当組合所定の手続きによ

り、当組合に対し、速やかに変更内容を届け出るものとします。

2 前項の届出を行わなかったことにより、ユーザーが不利益を被ったとしても、当組合は、一切その責任を負いません。

#### 第6条（ユーザーの自己責任）

当組合は、ユーザー間の取引・契約等について、いかなる責任も負いません。ユーザーは当事者間で協議し、すべて各自の責任で取引・契約等を行って下さい。

2 ユーザーは必要な審査を経た後にユーザーとして登録されますが、当組合は、ユーザーの能力・知識・資質等のスキルや信用・人柄等について、なんら保証をするものではありません。

3 当組合は、ユーザー間で行われる契約上において発生する債権債務や知的財産権・肖像権等の権利について、いかなる責任も負いません。

4 当組合は、本件アプリにおいてユーザーが登録した情報について、個人利用の限度を超えた無断での複製・販売・出版その他、転記・転載等は禁止しますが、これらが無断でなされたことについて、当組合はいかなる責任も負いません。

#### 第7条（イベントに係る売上・収益の再分配）

当組合は、イベントに係る参加料等の売上・収益を、以下の各号に定める通り再分配します。

(1) 当該イベントの会場となるコワーキングスペースを運営するコワーキングが、売上・収益の85%を受け取ります。なお、当該イベントに協力した第三者（他のユーザー、イベントの講師等）がいる場合、当該コワーキングと当該第三者の間で協議の上、受け取った売上・収益を分配して下さい。

(2) 当該イベントに参加するコワーカーが本件アプリ上で紐付けされているコワーキングが、紹介手数料として、売上・収益の5%を受け取ります。なお、当該コワーキングが複数ある場合は、当該コワーキングのそれぞれに対し、本件アプリ上で紐付けされている当該コワーカーの人数に応じて当該紹介手数料を按分した額を分配します。

(3) 当組合が、本件アプリのシステム利用料として、売上・収益の5%を受け取ります。

(4) 当組合が、将来、ユーザーを援助するための資金として、売上・収益の残り5%を預り金としてプールします。当組合は、この預り金を以ってユーザーの事業計画や起業プラン、活動計画に当該資金を再投下して援助します。

#### 第8条（イベントへの参加をキャンセルする場合の取扱い）

イベントへの参加申込みをしたユーザーが当該イベントへの参加をキャンセルする場合、イベント開催前までは、当組合は当該ユーザーに対し、当該ユーザーが既に支払った参加料等から第10条に定める決済システム「Stripe」を運営するStripe, Inc. に支払う決済手数料を差し引いた金額を返金します。

#### 第9条（イベントの開催を中止する場合の取扱い）

イベントを主催するユーザーが自らの責任でイベントの開催を中止する場合、当組合は当該イベントへの参加を希望するユーザーに対し、当該ユーザーが既に支払った参加料等の全額を返金処理する手続きを行います。

2 イベントを主催するユーザーは、自らの責任でイベントの開催を中止する場合、前項に定める返金の際に発生する、第10条に定める決済システム「Stripe」を運営するStripe, Inc. に支払う決済手数料を負担するものとします。なお、当組合は当該ユーザーに対し、当該決済手数料に相当する額を別途請求するものとします。

## 第10条（「Stripe」の利用）

本件アプリでは、Stripe, Inc. が提供する決済システム「Stripe」の決済機能を利用して、第7条に定める売上・収益の再分配を実現しています。「Stripe」のアカウント作成や利用方法については、以下のサイトに掲載されている情報を参考にして下さい。

Stripe | インターネット向け金融インフラ

<https://stripe.com/jp>

新規にアカウントを取得する場合は、こちらから作成してください。

<https://dashboard.stripe.com/register>

アカウント作成については、こちらも参考にしてください。

アカウントを作成する | Stripe

<https://docs.stripe.com/get-started/account>

2 ユーザーは、本件アプリにおける「Stripe」の利用に際し、以下の各号に定める内容について同意するものとします。

- (1) Stripe, Inc. の提示する規約等を遵守すること。
- (2) Stripe, Inc. の機能の不具合等について、当組合が責任を負わないこと。
- (3) Stripe, Inc. が提供する決済システム「Stripe」に関する相談、問い合わせ等について、当組合が対応する義務を負わないこと。

## 第11条（費用負担）

ユーザーが本件アプリを利用するためにユーザー側で要するコンピューター、携帯通信端末、ソフトウェア、インターネット回線等の通信手段その他これらに付随して必要となる全ての機器にかかる費用は、すべてユーザーの負担とします。

## 第12条（通知）

当組合からユーザーへの通知は、本規約に別途定めのない限り、本件アプリのメッセージ機能、電子メール、本件アプリへの掲載又は郵便の利用など、当組合が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当組合からユーザーへの通知を行う場合には、ユーザーに対する当該通知は、それぞれ本件アプリのメッセージの送信、電子メールの送信、本件アプリへの掲載又は郵便物の発送がなされた時点から効力を生じるものとします。

## 第13条（ユーザーによる登録の削除）

ユーザーは、当組合が指定する方法に従って、ユーザー登録を削除することができます。

2 前項の削除をする場合、ユーザーが当組合に対して負っている残存債務があれば、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当組合に対してすべての債務を履行しなければなりません。

3 ユーザー登録したコワーキングは、ユーザー登録を削除する場合は前もって、当該コワーキングに紐付けされているユーザー登録したコワーカーに対し、他のユーザー登録したコワーキングへの所属変更あるいはユーザー登録を削除する手続きを行わせるものとします。

#### 第14条（当組合による利用停止・登録の削除）

当組合は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知又は催告することなく、ユーザーに対する本件アプリの利用停止又はユーザー登録の削除をすることができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されない場合。
- (2) 前各号に定める他、当組合が本件アプリの利用又はユーザーとしての登録について適当でないと判断した場合。

2 前項の規定に基づき利用停止又はユーザー登録の削除がなされた場合、ユーザーは、当組合に対して負っている残存債務があれば、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当組合に対してすべての債務を履行しなければなりません。

3 当組合は、本条に基づく当組合の措置によりユーザー及びユーザーに関わる第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第15条（本規約の変更）

当組合は、以下の各号に定める場合に、当組合の裁量により、本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当組合は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の前に相当の期間において、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を本件アプリに掲示し、又はユーザーに電子メールで通知します。

3 変更後の本規約の効力発生日以降にユーザーが本件サービスを利用したときは、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第16条（著作権等の権利）

本件アプリ上に表示される、当組合側が用意した画像、文章等の著作権等の権利は、全て当組合又はこれらの提供元に帰属します。ユーザーは、これらを本件アプリの利用以外の目的で利用することについては、当組合又はこれらの提供元の事前の承諾を得ることなく、転用し、第三者に提供し、又は、自己もしくは第三者の営業のために利用することはできません。

2 本件アプリ上に表示される、ユーザー側が本件アプリにアップロードした画像、文章等のデータにかかる著作権等の権利は、ユーザー又はこれらの提供元（ユーザーの顧客を含む）に帰属します。当組合は、これらを、ユーザー又はこれらの提供元（ユーザーの顧客を含む）の事前の承諾を得ることなく、本規約の目的の範囲を超えて他に転用し、第三者に提供し、又は、自己もしくは第三者の営業のために利用いたしません。

3 当組合は、ユーザー側が本件アプリにアップロードした画像、文章等のデータに起因する直接的又は間接的な肖像権、著作権等の権利損害に関して、一切責任を負いません。ユーザー側が本件アプリにアップロードした画像、文章等のデータに関して第三者からのクレームがあった場合は、ユーザー側で責任をもって対応して下さい。

#### 第17条（禁止事項）

当組合はユーザーに対し、本件アプリを利用するにあたって、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当組合が判断する行為を禁止します。

- (1) 経歴、実績、その他、業務に関する重要な内容につき虚偽、その他本件アプリの趣

旨にそぐわない情報を本件アプリに登録する行為。

- (2) ユーザー以外の者によるイベントの登録など、内容がユーザーと関係のないもの、又は関係の特定及び確認ができないと当組合が判断する情報を本件アプリに登録する行為。
- (3) 当組合、ユーザー又は第三者の知的財産権、肖像権並びにプライバシー権の侵害行為。
- (4) 当組合、ユーザー又は第三者の名誉・信用を毀損する行為。
- (5) 当組合、ユーザー又は第三者に対する詐欺及び脅迫行為。
- (6) 当組合、ユーザー又は第三者に対する誹謗中傷及び差別行為。
- (7) 当組合、ユーザー又は第三者の財産を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為。
- (8) 当組合、ユーザー又は第三者に対して経済的損害を与える行為。
- (9) 本件アプリのネットワーク又はシステム等に過度の負荷をかける行為。
- (10) 本件アプリの運営に支障をきたす行為。
- (11) 当組合のネットワーク並びにシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為。
- (12) 公序良俗に反する行為。
- (13) 当組合が社会通念上、不適切と判断する行為。
- (14) 前各号に定める他、法令に違反する行為。

2 当組合はユーザーに対し、本件アプリを利用して以下の各号に定める情報を投稿又はデータ送信する行為を禁止します。

- (1) コンピュータウイルスその他有害なコンピュータプログラムを含む情報。
- (2) 反社会的な表現を含む情報。
- (3) チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報。
- (4) 他人に不快感を与える表現を含む情報。
- (5) 当組合が社会通念上、不適切と判断する情報。
- (6) 前各号に定める他、法令に違反する情報。

#### 第18条（本件アプリの停止等）

当組合は、以下の各号のいずれかに該当する場合、ユーザーに事前に通知することなく、本件アプリの一部又は全部の提供を中断、停止、アクセス制限又は容量制限することができるものとします。

- (1) 本件アプリ提供のための装置、システム等の保守又は工事の為、やむを得ないとき。
- (2) 本件アプリ提供のための装置又はシステム等の障害によってやむを得ないとき。
- (3) 本件アプリを提供するための電気通信サービスに支障が発生したとき。
- (4) ユーザー又は第三者からのアクセスが原因となり、システムの容量を超える利用がなされたとき。
- (5) アカウントの漏洩など、セキュリティに問題が生じたとき。
- (6) その他、運用上又は技術上、当組合が合理的な理由により本件アプリの一時中断又は停止が必要であると判断したとき。

2 前項に基づき、当組合が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について当組合は、一切の責任を負いません。

#### 第19条（外部委託）

当組合は、システム管理及びクレジット決済代行その他、必要に応じて本件アプリに係る業務の全部又は一部を外部委託することができるものとします。

## 第20条（通信の秘密）

当組合は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、ユーザーの通信の秘密を保持します。ただし、法令の定めに基づいて、官公署等から開示の要求があった場合はこの限りではありません。

2 当組合は、電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第2項の定めに従い、開示するかどうかにつき、投稿又はデータ送信情報の発信者に意見を聴くものとします。ただし、当該開示請求に係る侵害情報の発信者と連絡が取れない場合、その他の特別な事情がある場合はこの限りではありません。

## 第21条（取得した情報の取扱い）

当組合は、本件アプリを利用するユーザーの情報を取得し、取扱います。当組合は、ユーザーが本件アプリを利用するにあたって、ユーザーから個人情報を取得した場合は、個人情報の保護に関する法律等の法令及び別途定める当組合のプライバシーポリシー（URL <https://www.coworking.coop/cosac/privacy/>）に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 当組合は、ユーザーが本件アプリを利用するにあたって、以下の各号に定める事項を遵守いたします。

(1) メールやデータの管理において他社のサービスを利用する場合、当該他社を慎重に選択し、秘密情報の保持を保証いたします。

(2) 当組合は、本件アプリにおいてユーザーから個人情報を提供いただく際に、個人情報を第三者による不正アクセスから守るための暗号方式：SSL（Secure Sockets Layer）を使用します。

3 当組合は、ユーザーから提供された情報（画像、文章等のデータを含みます）を、本件アプリをユーザーの利用に供する目的の範囲内で利用する他、以下の各号に定める目的で利用いたします。

(1) 当組合が提供するサービスを利用されるユーザーの管理。

(2) 当組合で登録を必要とするサービスを提供するにあたり、ユーザーの登録作業等の簡素化。

(3) 当組合が提供するサービスの運営上、必要な事項の通知。

(4) 各種問合せ、アフターサービスへの対応。

(5) 商品・サービスの広告・宣伝、キャンペーン。

(6) 市場調査及び商品開発のためのアンケート調査・モニター調査。

(7) メールマガジンの送信。

(8) ユーザーの年齢、職業、性別、趣味・嗜好等に合わせた当組合サービスのウェブサイト上の情報、サービス及び広告配信のカスタマイズ。

(9) 当組合が提供するサービスの改善や新サービス開発等への利用。

(10) 当組合が提供するサービスに関して、個人を識別できない形式に加工した統計データの作成。

(11) 法律、契約等に基づく権利の行使、義務の履行。

4 当組合は、以下の各号に定める場合には、ユーザーの個人情報を第三者に提供することができるものとします。

(1) ユーザーの同意がある場合。

(2) 裁判所、検察庁、警察、税務署、又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合。

(3) ユーザーが当組合に対し支払うべき金員の決済を行うために、金融機関、クレジットカード会社、決済代行会社その他の決済又はその代行を行う事業者が開示する場合。

- (4) 当組合に対して秘密保持義務を負う者に対して開示する場合。
  - (5) 当組合の権利行使に必要な場合。
  - (6) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合。
  - (7) 個人情報保護に関する法律等の法令により認められた場合。
- 5 ユーザーは個人情報保護に関する法律等の法令に違反する行為を行ってはならないものとします。

## 第22条（反社会的勢力等の排除）

ユーザーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 第23条（非保証）

当組合は、本件アプリをユーザーの利用に供するにあたって、以下の各号に定める事項に関し何らの保証を行うものではありません。

- (1) 本件アプリがユーザーの意図する目的又は用途に適合すること。
- (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること。
- (3) アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全、正確、又は有効であること。
- (4) ユーザーからの処理要求又はデータ通信に関する通信速度。
- (5) 本件アプリの利用によって、ユーザーのコンピュータへの不具合及び障害が生じないこと。
- (6) 本件アプリの永続的な提供。
- (7) 本件アプリ上に掲載された情報の正確性及び完全性。
- (8) 本件アプリ上の広告掲載企業及び商品に関する事項の信頼性及び効能等の保証。

## 第24条（免責）

当組合は、ユーザーによる投稿又はデータ送信により発生した損害、本件アプリの内容により発生あるいは誘発された損害につき、一切の責任を負わないものとします。

2 当組合は、ユーザーによる投稿又はデータ送信された内容が、第三者の権利を侵害し、又は権利の侵害に起因して紛争が生じた場合、その侵害及び紛争に対して何らの責任も負わないものとします。

3 当組合は、本件アプリにおいて、ユーザー間で生じた一切のトラブルに関して、一切の責任を負わないものとします。

4 当組合は、本件アプリ提供のためのシステム障害等による本件アプリ内容の誤表示及びそれ以外のいかなる原因に基づき生じた損害について、当組合の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償する義務を一切負わないものとします。

5 当組合は、ユーザーが使用するコンピュータ、回線及びソフトウェア等の環境等に基づき生じた損害について、賠償する義務を一切負わないものとします。

6 当組合は、本件アプリの停止、中止又はサービス内容の変更によって発生するユーザーの損害について、当組合の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償する義務を一切負わないものとします。

7 当組合は、本件アプリ及び広告主を含む第三者のウェブサイトからのダウンロードやコンピュータウイルス感染等により発生した、コンピュータ、回線及びソフトウェア等の損害について、当組合の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償する義務を一切負わないものとします。

8 当組合は、本件アプリ上におけるユーザーの情報をバックアップする義務は負いません。ユーザーにおかれましては、必要な情報はご自身でバックアップして下さい。

#### 第25条（損害賠償責任）

当組合及びユーザーは、本規約に基づく契約の履行に関して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとします。但し、当組合及びユーザーは、相手方に現実に発生した通常かつ直接の損害に対して責任を負うものとし、相手方の履行利益に係る損害その他の間接損害については、賠償責任を負わないものとします。

#### 第26条（不可抗力免責）

天災地変、感染症、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他これらに準ずる不可抗力的な事由による、本規約に基づく契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、当組合及びユーザーはその責を負わないものとします。

#### 第27条（本規約上の地位の譲渡等）

当組合は、本件アプリにかかる事業を他者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにユーザーの登録事項その他の個人情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーはかかる譲渡につき予め同意したものとします。なお、本条に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第28条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当組合及びユーザーは、当該無効又は執行不能と判断された条項又はその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。

2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、あるユーザーとの関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他のユーザーとの関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

#### 第29条（準拠法、協議事項、合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。

2 本規約に定めのない事項について疑義が生じる、又は本規約の各条の解釈に疑義が生じた場合、当組合及びユーザーは互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

3 本規約及び本件アプリに関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、当組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意

管轄裁判所とします。

附則

2024年10月18日制定